KSKS

No. 127

23.10.28

ハゆい通信



社会福祉法人 寧楽ゆいの会 〒631-0823 奈良市西大寺国見町3-5-5 TEL/FAX 0742-41-6039

URL http://narayuinokai.or.jp

Ⅰ部50円 定価 年間 300円

... Д

... 6

... 6

- ▶法人からの報告 法人理念・職員行動指針見直し中 理事 田岡 めぐみ
 - ••• |
- 地活歩っと/ぽすと 生訓こもれび/D一PORT 後援会決算・予算報告 ... 6
- ♦News ◇奈良市基幹相談支援センター
- News さっこり展ご案内

Reports

◇寧楽ゆいの会のつどい

◆Thanks 後援会費納入者

◆Reports

◇法人職員研修

... 2 ... 3

「法人理念」「職員行動指針」 見直し 地域での暮らしを支えるために

地球沸騰と言われた夏でした。何年も前から分かっていたはずでしたが、私の日々の暮らしは微々たる努力 をしたのみでした。9月の末に「ツクツクボウシ」の鳴く声が聞こえます。私の子どもの頃は、ツクツクボウシの 鳴く声は、夏休みの終わりを告げ、山ほどの宿題に取り組み始める号令だったはずですが・・・

今、法人では、職員の「理念」「行動指針」の再検討を始めています。昨年度の法人研修で「今の自分たち の実践に合っているのか検証しよう」と検討を始めたことがきっかけです。作成した約20年前は精神障がい のある人が利用できる資源がほとんどありませんでした。作業所、その後は授産施設、今は生活介護や就労



継続支援と事業名も変化を遂げました。取り巻く制度も変わり、法人の規模 も大きくなり、精神保健福祉士以外にもいろんな職種の人達がそれぞれの 専門性を発揮して事業を展開しています。

利用者の地域での暮らしを支えるために、これからの活動を考え、多職 種に共通した「核」を検討して実践していきたいと思います。(田岡めぐみ)

【8月】

- ◆法律の改定により、個人情報保護規程改定の検討を始めました。
- ◆法人理念、行動指針の見直しを始めました。

【9月】

- ◆第2回理事会が開催
- ○役員等報酬規定が新設されました。
- ○自然災害時の特別休暇について、就業規則内規を改訂しました。
- ○福祉充実計画の進捗状況の報告がありました。
- ◆感染症BCP(事業継続計画)が完成しました。
- ◆第2回職員研修(テーマ:虐待防止と権利擁護)を行ないました。

奈良市基幹相談支援センター

市町村における障害者支援事業が円滑に実施されるよう、相談支援体制の強化などを担う基幹相談支援センター。平成24年から法律で位置づけられ、全国でも設置市町村は半数程度にとどまっている中、奈良市では令和4年4月に設置されています。開設から1年半が経った現状を奈良市基幹相談支援センターの久冨木周一さんに聞きました。

◆設置された経緯

当時奈良市には障がいのある人が相談できる窓口として、障がい福祉課と8ヵ所の委託相談支援事業所がありましたが、そのうちどこに相談するのが適切かわからない、サービス利用のための指定特定相談支援事業所を探す際にたらい回しになるケースもありました。市民が安心して相談でき適切な機関につながれるため、また地域づくりを考え、整えていくための中核としての役割を担うため設置されました。

◆現状の業務内容

相談の一次窓口として、福祉サービスの新規利

用相談では、情報提供や関係機関への連絡調整などを行なっているほか、地域包括支援センターから「関わっている高齢者世帯に生きづらさを感じている家族がいるので関わってほしい」など、関係機関からの相談にも乗っています。

また、必要に応じて、病院や法テラスなどへの同行など幅広く対応しています。福祉サービスは使っておらず何らかの支援が必要なケースといった、繋がっておく必要がある人には自宅訪問や家族との関わりを持つなど継続的に関わる場合もあります。

◆課題と今後について

基幹相談支援センターとしては、相談機関のバックアップなど地域の相談支援体制の強化を目指しています。そのために、一次窓口で経験を積みつつ知識や経験を身に着け、関係機関との連携づくりや地域の課題抽出をしていけたらと考えています。まずは、どこに相談をしたらいいか悩んでいる人が気軽に相談できる場であり、話をしっかり聞いて適切な機関へつなげることを大切にしていきたいです。 (宮崎涼真)

Reports

親睦《活動の共存を

ゆいの会のつどい

理事や評議員、運営協議会委員などを招き、職員が一堂に会する「ゆいの会のつどい」を10月7日(土)に行ないました。法人に関わる人たちの親睦を図るとともに、よりよい活動を目指して法人内事業を共有することが目的です。

長年理事を務めた笠井清佑さん、経年勤続10年の職員(梅本育子さん、谷村至子さん、斎藤惠子さん)の表彰の後、庄野千惠子理事長による法人からの報告のほか、開所4年目を迎えた就労継続支援B型事業所「ぽすと」が報告しました。

ぱすとは、登録者が37人(2023年8月末現在)、1日の平均利用者数は10~11人。就労継続支援事業とはいえ、「人と関わる場所」「生活リズムを整える」などを目的に利用を始める人が多い。「作業」「事業所運営の役割」「サロン」からその



日の利用の仕方を自身で選べ、居場所機能や生活支援も大切にしている。「作業」は菓子製造と販売が中心。「事業所運営」では昼食作り、電話番、掃除などの役割があり、「することがある」ことで協働や感謝し合える関係になることにつながる。「サロン」を求めている利用者も多く、自分の体調に合わせて、横になる、人と話すという過ごし方もできる。

市内に就労継続支援B型事業所はたくさんあるが、地域活動支援センターと作業中心の事業所の中間機能を持つ「ぽすと」のような場を必要としている人が必ずいるとの思いで、今後も活動を続けていくという決意表明がありました。(江端いず穂)

コロナ禍を挟み4年ぶりの開催に3人が出席

法人職員研修『虐待防止。權利癡護』

日々の寒暖を振り返る

寧楽ゆいの会は、今年度2回目の法人研修を9月18日(月・祝)に伏見ふれあい会館で「虐待防止・権利擁護」をテーマに行ないました。

◆不適切な支援していませんか?

午前は虐待防止研修です。不適切支援や虐待に気づける視点をもつことを目標とし、事業所で起きているかもしれない不適切だと思われる支援を一人で抱え込まず共有することで、改善につなげる機会にしたいと研修を企画しました。ふだんの実践を振り返り、身近なところから不適切支援、虐待に当たらないかを考える機会としました。

まず別々の事業所に所属する職員でグループを組み、所属事業所内での不適切な支援だと考えられる出来事について話し合いました。次に、所属事業所でとに集まり、グループワークで出た様々な事業所の不適切支援を共有し、自事業所でも起こっていたり、起こる可能性がある事象の背景や要とを考え、改善方法について検討しました。「スタッフの不安を解消するためだけに支援を組み立てていないか」「スタッフ同士で会話をしていて、メンバーが話かけているのに気づけなかった」など、日ごろの実践で不適切だと思われることを言語化し、共有することができました。参加者からは、「研修問に感じていた関わりに向き合うことができてよかった」と感想がありました。





◆支援者の務めは「人権について伝えること」

午後は権利擁護研修として、佛教大学専門職 キャリアサポートセンターの泉洋一さんから、障害 者権利条約ついての講演がありました。講演には 法人外からの参加者もあり、21人が参加しました。

講演では日本が2014年に批准した障害者権利条約に関して、対日審査と総括所見(国連勧告)の結果についての説明がありました。対日審査ののちに出された総括所見では、日本の障がい者施策は医学モデルに基づいた制度設計であり、権利条約の根幹である人権モデルをもとにした制度に転換していく必要性があること、現在の精神科医療において非自発的入院や治療を定めた精神保健福祉法の抜本的改革への提言があったとのことです。

泉さんからは、「社会を変えていくためには当事者が声を上げる必要がある。声をあげるためには、 当事者自身に人権意識が必要」「それぞれの事業 所の中で、自分たちの持っている権利について伝 えられていますか? 人権について伝えることが、支 援者の務めです」とメッセージをもらいました。

参加者からは「当事者の権利を守るためには、 すべての人間も等しく持っている権利があることを メンバーに伝えていきたいと思った」との感想があ りました。 (梅本育子)

▶ 午前は法人職員2人が参加しました